

○東大阪都市清掃施設組合公平委員会設置条例

昭和40年11月8日

東大阪都市清掃施設組合条例第4号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、東大阪都市清掃施設組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。